

総 税 都 第 44 号
令和 4 年 6 月 20 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 } 殿
(税 務 主 管 課、市 区 町 村 担 当 課 (税 務 担 当))

総務省自治税務局都道府県税課長

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への
対応に係る留意事項等について（依頼）

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されるに当たり、地方公共団体におけるインボイス制度への対応状況について、「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応に係る準備状況について（照会）」（令和 4 年 3 月 16 日付け自治税務局都道府県税課ほか事務連絡）により調査（以下「本調査」という。）を行い、結果は別添 1 のとおりとなりますが、本調査に対する回答の中で、インボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られました。

適格請求書発行事業者の登録申請期限（令和 5 年 3 月 31 日）が迫っていることを踏まえると、現時点で登録申請等を行っていない地方公共団体においては、登録申請等に向けた取組みを早急に進める必要があります。

このため、地方公共団体においては、下記の留意事項を含め、制度を十分に理解された上で、庁内関係部局（財政担当部局、出納担当部局、公営企業担当部局、行政改革担当部局等）と連携を図りつつ、適切な対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、市区町村において適切な対応がなされるよう、適切に助言いただくようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 地方公共団体の各会計におけるインボイス制度への対応に係る留意事項
(1) 一般会計について

国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 6 項により、課税売上げに対する消費税税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同額とみなすこととされているため、一般会計については消費税の申告義務がありません。

他方、インボイス制度の導入後において、地方公共団体の一般会計から課税仕入れを行う事業者については、同会計がインボイス制度に対応しない場合、当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することとなります。

したがって、一般会計においては、上記の負担の発生を防ぐ観点から、インボイス制度に対応いただきますようお願いいたします。

（注）課税仕入れとは、事業者（買手・借手）にとって消費税の課税仕入れに該当する取引のことであり、地方公共団体（売手・貸手）が消費税の「①申告義務なし（一般会計）」であるのか、「②免税事業者（小規模な特別会計で免税選択中）」であるのか、「③課税事業者（②以外の特別会計）」であるのかを問いません。すなわち、一般会計で処理している公の施設の使用料や、庁舎・封筒等への広告掲載料など、多様な地方公共団体の収入が、事業者にとっての「課税仕入れ」に当たります。

なお、本通知において、「インボイス制度に対応する」とは、地方公共団体が事業者としての立場から行う対応を指し、具体的には下記の事項を地方公共団体が行うことを意味します。

- ① 管轄の税務署に対して、適格請求書発行事業者の登録申請を行うこと。
- ② 現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載したインボイスを、買手である事業者に交付すること（記載事項の追加のため、必要に応じて、請求書様式の改正や、請求書を発行するためのシステムや機器の改修等を行うこと）。
- ③ 交付したインボイスの写しを約 7 年間保存すること。

（2）特別会計について

地方公共団体の特別会計については、現時点で課税事業者である特別会計と免税事業者である特別会計がありますが、いずれの場合も、インボイス制度の導入後において、当該会計がインボイス制度に対応しない場合、同会計から課税仕入れを行う事業者は、当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することとなります。

したがって、いずれの特別会計においても、上記負担の発生を防ぐ観点か

ら、インボイス制度に対応いただきますようお願いいたします。

なお、現時点で免税事業者である特別会計については、インボイス制度に対応した場合、課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が発生しますが、公的機関である地方公共団体がインボイス制度に対応しないことにより、取引先の事業者により上記の負担が生じることを踏まえ、原則としてインボイス制度に対応する必要があると考えています。

ただし、事業者との取引が全く想定されず、事業者にとっての課税仕入れが発生し得ない特別会計等、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところです。

つきましては、地方公共団体においては、インボイス制度への対応の要否について適切に検討をお願いいたします。

2 その他

上記1において示した会計ごとのインボイス対応への考え方を「地方公共団体のインボイス対応に伴う消費税の課税関係」（別添2）のとおり整理したほか、本調査を含むこれまでの地方公共団体からの質疑等を踏まえ作成した「地方公共団体のインボイス対応に係るQ&A」（別添3）を送付しますので、地方公共団体においては、インボイス制度への対応を検討する上で参照いただくようお願いいたします。

また、本件に関し、下記の事項について留意いただくようお願いいたします。

- ① 総務省に対するインボイス制度に関する質問については、質問票（別添4）を積極的にご活用いただくこと。
- ② インボイス制度への対応が必要である会計については、申請期限である令和5年3月31日の直前に登録申請が集中することを避ける観点から、早期の登録申請を行うこと。

なお、本調査結果を踏まえ、各地方公共団体においてインボイス制度への対応を再度検討いただいた結果について、本年夏に改めて調査を行う予定です。